

平成 27 年 5 月 29 日

社会保障審議会障害福祉部会
部会長 駒村康平 殿一般社団法人 日本発達障害者ネットワーク
理事長 市川 宏伸

障害福祉サービスの在り方等についての意見書

はじめに

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害福祉サービスの充実を要望します。その際、障害者権利条約の批准・発効を受け、発達障害児者への権利擁護及び合理的配慮の観点から施策を推進していただきたい。また、障害福祉サービス制度の持続性の観点から、共助の活用、サービスの重点化・効率化、費用対効果の精査及び質の向上に取り組む必要があると考えます。

I. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- ・「常時介護を要する障害者」については、その範囲を身体的介護の必要な人のみならず、地域移行時など特段の支援が必要な人、行動障害のある人、反社会的行動のある人など精神・心理的理由により日常生活や社会生活が困難になっている人も対象としていただきたい。その意味で、従来の「介護」の内容を変える必要があると考えます。
- ・パーソナルアシスタンスについては、常時介護を要するという観点だけでなく、必要なときに必要な集中的な支援が受けられることを含むべきであり、支援の内容をマネジメントすることが重要であることから、相談支援と一体的に取り組む必要があります。

II. 障害者等の移動の支援について

- ・移動の支援については、地域生活支援事業として地域の特性に応じて自治体が主体的に対応してきたサービスであり、多様な支援を可能としてきた観点から、現状維持が適当であると考えます。

III. 障害者の就労支援について

- ・働くことにより社会に大いに貢献できる可能性のある多くの発達障害者に関して、その障害特性に配慮した就労支援を実施していただきたい。特に、ジョブマッチング、仕事の手順の組み替え等のみならず、職場における対人調整などの配慮も願いたい。
- ・現行の就労移行・就労継続 A・B 及び生活介護については、サービスの枠組みが現状に即していない状況があります。年限を区切って積極的な就労支援を図るグループとその他工賃も考慮された多様な働きか方を保障するグループ（就労継続 B 及び生活介護を含む）に分けることが考えられます。
- ・従来の支援には該当しなかった発達障害者への相談を手厚くする必要があります。

IV. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- ・現行の障害支援区分については、障害程度区分に比較して支援の度合いが適切に把握されるよう改善されてきました。引き続き発達障害の支援の度合いが適切に把握されるよう項目（重みづけを含め）等を改善していただきたい。（例えば、感覚の過敏・鈍麻などの異常、読み書きの困難）
- ・現在の支給決定の仕組みは大きく変更する必要は無いと考えます。しかし、サービス等利用計画の作成が必ずしも支給決定に反映していない現状があります。また、本人の将来の希望等が

把握されず、すでにあるサービスに追従する計画相談となっている現状があります。本人の将来の希望等が活かされる計画相談であり、支給決定であるべきです。

- ・行動障害のある方の支援が適切に行われ、支援区分が軽くなることは良いことですが、事業者にとっては支援の動機を低下させるものとなっています。支援の効果を適切に把握して報酬に反映される仕組みを導入する必要があります。

V. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- ・発達障害者の意思決定支援を考えるには、意思決定能力を含んだ障害者自身の状況、意思決定支援の内容、意思決定が行われる社会的・物理的状況などの要素があり、個別性が高いものであることの認識及び第三者の関与をいかに図っていくかが重要であると考えます。そのために、第三者の関与を含む意思決定支援会議の開催、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援計画の作成という三つの要素が必須のものとなると考えます。これら3つの要素を用いて、それぞれの現場において意思決定支援モデル事業を実施し、その知見を収集することから始めることが必要です。
- ・成年後見制度の利用促進に関しては、成年後見制度の廃止を含む抜本的な改革を必要とする議論になってきている状況に鑑み、本格的な議論に向けての中長期的課題とするべきです。

VI. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- ・個々の発達障害の方々に必要な意思疎通を図るデバイスの開発や活用が重要です。また、自閉症などの発達障害児者については、スケジュール化など視覚的な構造化が有効な場合があるとされています。それらを活用するための本人の状態のアセスメントや実施計画の作成や変更等、これらに習熟した支援者を必要としおり、その養成も重要なテーマです。
- ・LD（学習障害）など、表出言語や文字によるコミュニケーションに困難さを持つ者への支援として支援ができる人材の育成、AT（補助機器）の開発、供与、合理的な配慮の徹底を図る必要があります。

VII. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- ・障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、ノーマラージーション及び保険制度による普遍的サービス活用の原則から現行制度の維持が適当と考えます。
- ・介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられない状況があることに鑑み、高齢化した発達障害者等に対する支援ノウハウの蓄積及び対応スキルの向上が求められています。また、相談支援専門員とケアマネジャーの情報共有・連携によりスムーズな介護保険への移行が可能となる連携システムの構築が必要となります。
- ・心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えるよう、高齢化への対応施策の推進や訪問型による支援の検討が必要と考えます。
- ・いわゆる「親亡き後」も地域において安心して日常生活を送るために、入所施設が高齢の障害者で占められ、高齢化の対応として機能しない現状に鑑み、今後は、障害者が地域で生活していくシステムを構築していく必要があります。障害の重い人のグループホーム等は重要な選択肢となります。また、国交省の住宅施策との連携も図る必要があります。
- ・障害者が安心できる地域生活を実現するためには、今後は、障害者、児童や高齢者分野を超えた新たな「地域包括ケアシステム」の構築が急がれます。